

新潟広域都市圏形成に係る連携協約
の一部を変更する協約書

令和7年3月26日

新潟市・阿賀町

新潟市及び阿賀町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約
の一部を変更する協約

新潟市及び阿賀町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を次の
とおり変更する。

別表のうち、3（1）及び（2）の表を次のように改める。

（1） 生活機能の強化に係る政策分野

取組		甲の役割	乙の役割
福祉	少子高齢社会に対応した福祉サービスの充実に取り組む。	乙と連携して、福祉の充実に取り組む。	甲と連携して、福祉の充実に取り組む。
教育・文化・スポーツ	公共施設の相互利用等による教育・文化・スポーツの振興に取り組む。	乙と連携して、教育・文化・スポーツの振興に取り組む。	甲と連携して、教育・文化・スポーツの振興に取り組む。
地域振興	地域の観光資源の開発や商店街の活性化等に取り組む。	乙と連携して、地域振興に取り組む。	甲と連携して、地域振興に取り組む。
災害対策	災害時の連携体制の構築や防災・減災施策の推進に取り組む。	乙と連携して、災害対策に取り組む。	甲と連携して、災害対策に取り組む。

（2） 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

取組		甲の役割	乙の役割
地域公共交通	地域公共交通ネットワークの確保や利便性向上に取り組む。	乙と連携して、地域公共交通の充実に取り組む。	甲と連携して、地域公共交通の充実に取り組む。
地域内外の住民との交流・移住促進	圏域の魅力の効果的な発信等により、東京圏等からの移住・定住の促進に取り組む。	乙と連携して、移住・定住の促進に取り組む。	甲と連携して、移住・定住の促進に取り組む。

附 則

この連携協約は、令和7年4月1日から施行する。

この連携協約の締結を証するため、本協約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年3月26日

甲 新潟県新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市長 中原 八 一

乙 新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地

阿賀町長 神 田 一 秋